

◆資産の譲渡で所得税の課税されない場合

Q

私は海外へ転勤することになったため、家具やじゅう器を友人に売ろうと思いますが、このような場合でも譲渡所得が課税されますか。

A

生活に通常必要な動産の譲渡による所得は課税されません。

解説

資産の譲渡による所得でも、次の場合には所得税は課税されません。

1 所得税法における非課税

所得税法における非課税

(1) 生活用動産の譲渡による所得（所法9条1項9号）

家具、じゅう器、衣服などの生活に通常必要な動産の譲渡による所得です。しかし、生活に必要な動産であっても貴金属や寶石、書画、骨とうなどで、1個又は1組の価額が30万円を超えるものの譲渡による所得は課税されます（所令25条）。

なお、この課税されない所得の損失はなかったものとされます（所法9条2項）。

(2) 強制換価手続により資産を競売などされたこと、又はこれに類する譲渡による所得（所法9条1項10号）

資力を失い、債務を弁済することが著しく困難な場合に、①滞納処分や強制執行、担保権の実行としての競売、破産手続により、資産を譲渡した所得及び②強制換価手続の執行が避けられないと認められる場合の資産の譲渡（その譲渡の対価が強制換価手続の原因となった債務の弁済に充てられたものに限り、）による所得です（所令26条）。

なお、この課税されない資産の譲渡所得の計算上損失が生じて、その損失はなかったものとされます（所法9条2項）。

2 租税特別措置法における非課税

租税特別措置法における非課税

以上のほか、次のような場合の譲渡所得は租税特別措置法の規定により非課税とされています。

(1) 国や地方公共団体に対し財産を贈与又は遺贈した場合（措法40条）

- (2) 公益法人等（公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人（一般社団法人、一般財団法人で特定のもの）、その他の公益目的事業を行う法人（外国法人を除きます。）をいいます。）に対し財産を贈与又は遺贈した場合で、かつ、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けた場合（措法40条）

（注）公益法人制度改革により、平成20年12月施行の新たな公益法人制度の創設に伴い、平成20年12月1日以後公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、次の措置が講じられています。

- ① 非課税特例の対象となる法人（「対象法人」といいます。）に公益社団法人及び公益財団法人並びに特定の一般社団法人及び一般財団法人が加えられます。
 - ② 寄附を受けた財産（「寄附財産」といいます。）が公益事業の用に供されなくなったこと等一定の事由により非課税承認が取り消された場合には、対象法人に対して、寄附時の譲渡所得等に係る所得税が課税されます。
 - ③ 対象法人が、寄附財産を直接公益事業の用に供した後に譲渡し代替資産を取得した場合には、一定の要件の下で非課税特例が継続適用されます。
- (3) 重要文化財を国、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立科学博物館及び地方公共団体（「国等」といいます。）に譲渡した場合（措法40条の2）

なお、文化財保護法の規定により重要有形民俗文化財として指定されたものを国等に譲渡した場合の譲渡所得については、平成4年4月1日から平成26年12月31日までの譲渡から、その2分の1を課税対象とすることとされています（措法40条の2第2項）。

- (4) 財産を相続税の物納に充てた場合（措法40条の3）
- (5) 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合（措法40条の3の2）

3 平成元年3月31日以前の場合の非課税

旧法における非課税

平成元年3月31日以前に行った、次の譲渡による所得については課税されません。

株式などの有価証券の譲渡による所得（旧所法9条1項11号）

株式、出資、公社債、証券投資信託の受益証券などの有価証券の譲渡による所得は、原則として課税されません。

しかし、有価証券の譲渡による所得でも、次の所得は所得税の課税対象になります。

- ① 継続的な売買による所得（旧所法9条1項11号イ、旧所令26条） 事業所得又は雑所得として課税されます。
- ② 先物取引による所得（旧所法9条1項11号ロ） 事業所得又は雑所得として課税されます。
- ③ 買い集めによる所得（旧所法9条1項11号ハ、旧所令27条） 事業所得又は雑所得として課税されます。
- ④ 証券取引所が、買い集め又はその疑いが認められるとして指定した特定の銘柄の株式を12万株以上売買したことによる所得（旧所法9条1項11号ニ、旧所令27条の2） 事業所得、雑所得又は譲渡所得として課税されます。
- ⑤ 同一年中に同一銘柄の株式又は出資を、株数又は口数の合計で12万以上譲渡した場合のその譲渡による所得（旧所法9条1項11号ホ、旧所令27条の3） 事業所得、雑所得又は譲渡所得として課税されます。
- ⑥ 事業等の譲渡に類似する有価証券の譲渡による所得（旧所法9条1項11号ヘ、旧所令28条） 譲渡所得が課税されます。
- ⑦ ゴルフ場等の施設利用権の譲渡に類似する有価証券の譲渡による所得（旧所法9条1項11号ト、旧所令28条の2） ゴルフ場を所有又は経営する法人の株式を所有することや出資をすることが、そのゴルフ場を一般の利用者に比べ優先的、継続的に利用する権利を有する者となるための要件とされている場合のその法人の株式や出資の譲渡による所得は、譲渡所得として課税されます。
- ⑧ 国外で発行されている割引債（いわゆるゼロ・クーポン債）及び国内で発行されている利付公社債（割引公社債に類するもの）の譲渡による所得（①に該当するものを除きます。）（旧措法37条の10第1項1号） 事業所得、雑所得又は譲渡所得として課税されます。
- ⑨ 割引の方法により発行される一定の国債の譲渡による所得（①に該当するものを除きます。）（旧措法37条の10第1項2号） 事業所得、雑所得又は譲渡所得として課税されます。

4 ご質問の場合

したがって、ご質問の場合の、家具やじゅう器など、生活に通常必要な資産の譲渡による所得には課税されません。

(参考法令等) 所得税法9条
租税特別措置法40条、40条の2、40条の3

第1 総則

◆相続税の納税義務者

Q

この度、夫が死亡し、妻である私と長女がその遺産を相続することになりましたが、長女は10年前にアメリカに渡り、米国青年と結婚して米国籍を取得し（米国籍のみを有しています）、アメリカに住んでいます。

この場合、相続税は誰が納めることになるのでしょうか。

A

相続税は、相続や遺贈（死因贈与を含みます。）によって財産をもらった人に対して課税されますので、あなたは無制限納税義務者として、長女は制限納税義務者として納税義務を負います。

解説

1 相続税の納税義務者

納税義務者

相続は、人の死亡により被相続人（死亡した人）の住所において開始されることとなりますが（民法882条・883条）、相続税は、被相続人に対してではなく、相続や遺贈によって財産をもらった人に対して課税されることになっています（相法1条の3）。

したがって、相続を放棄したり、あるいは相続人などの間で遺産分割協議の結果財産をもらわなかったようなときには、原則として、相続税の納税義務者となることはありません。

2 納税義務の範囲

納税義務の範囲

納税義務者の納税義務の範囲は、相続や遺贈によって財産をもらった人が、その財産をもらった時の現況によって、次のように区分されています（相法1条の3第1項・2号・2条1項・11条の2第1項、相基通1の3・1の4共-3）。

資
税
質
疑
六
八

七
八
二
ノ
二
ノ
一
〇

(1) 無制限納税義務者
イ 居住無制限納税義務者
相続又は遺贈によって財産を取得した個人が、その財産を取得した時において日本国内に住所を有しているときは、その取得した財産がどこにあるかにかかわらず、その財産の全部について相続税が課税されます。この場合の納税義務者を居住無制限納税義務者といいます。

ロ 非居住無制限納税義務者

相続又は遺贈により財産を取得した次の①又は②の者であって、その財産を取得した時において日本国内に住所を有しないものについては、その財産の全部について相続税が課税されます。

① 日本国籍を有する個人で、その個人又は被相続人が相続開始前5年以内のいずれかの時において日本国内に住所を有していたことがある者

② 日本国籍を有しない個人でその被相続人が相続開始時において日本国内に住所を有していた者（平成25年4月1日以後の相続から適用されます。）

この場合の納税義務者を非居住無制限納税義務者といいます（相基通1の3第2号・2条1項・11条の2第1項、相基通1の3・1の4共-3(1)）。

(注) 日本国籍を有する個人には、日本国籍と外国国籍とを併有する重国籍者も含まれます（相基通1の3・1の4共-7）。

(2) 制限納税義務者

相続又は遺贈により日本国内にある財産を取得した個人で、その財産を取得した時において日本国内に住所を有していない者（上記(1)のイロに該当する者は除きます。）については、その取得した財産が日本国内にあるものに対してだけ、相続税が課税されます。この場合の納税義務者を制限納税義務者といいます。

この場合、相続や遺贈によって、日本国内にある財産をもらった人が、その財産をもらった時に日本国内に居所があっても、住所がないときは、制限納税義務者になります（相基通1の3第1の4共-4）。

(3) 特定納税義務者

被相続人が相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者（「特

定贈与者」といいます。) であるときのその被相続人から相続又は遺贈により財産を取得しなかった者については、その被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものに対して相続税が課税されます(相法1条の3第4号)。この場合の納税義務者を特定納税義務者といいます。

この納税義務者の態様別に納税義務の範囲を具体的に示すと次のとおりとなります。

相続税の納税義務者の範囲

被相続人		相続人	国外に居住		
			日本国籍あり		日本国籍なし
国内に居住		国内に居住	5年以内に国内に住所あり	左記以外	
			国内に居住		
国外に居住	5年以内に国内に住所あり	居住無制限納税義務者	非居住無制限納税義務者		制限納税義務者
	上記以外				

資
質
疑
八
四

3 ご質問の場合

したがって、ご質問の場合は、あなたは居住無制限納税義務者として、相続や遺贈によってもらった財産の全部に対して納税義務を負います。また、長女は米国に住所があり米国籍を有していることから制限納税義務者として、相続や遺贈によって日本国内にある財産に対して納税義務を負うこととなります。

(参考法令等) 相続税法1条の3、2条、11条の2
 相続税法基本通達1の3・1の4共-3、1の3・1の4共-4、
 1の3・1の4共-7
 民法882条、883条

七
八
二
ノ
二
ノ
二